



金 沢 市 公 報

第 2 8 3 4 号

平成27年(2015年)6月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫 定自転車等駐車場の指定について (")	2
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
○児童福祉法の規定による事業者の指定につ いて (障害福祉課)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定による事業者の指定 について (")	3
○市道の区域の変更について (道路管理課)	4
● 公 告	
○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	4
○浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境指導課)	5

● 選挙管理委員会告示	
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	5
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管 理委員及び監査委員の解職の請求の場合にお ける署名者の最低数について (")	5
○教育委員会の委員の解職の請求の場合におけ る署名者の最低数について (")	5
○合併協議会の設置の請求の場合における署名 者の最低数について (")	5
○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の 場合における署名者の最低数について (")	6
● 消防局公告	
○消防車のサイレンの使用について (消防総務課)	6
● 公営企業告示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	6
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	7

告 示

●金沢市告示第232号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成27年6月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
金沢市営本町2丁目自転車駐車場
金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
金沢市営森本駅西自転車駐車場

- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 金沢市営十間町自転車駐車場
 金沢市営香林坊自転車駐車場
 金沢市営柿木畠自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場
 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
 金沢市営武蔵自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
 金沢市営此花町自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 自転車 103台
 原動機付自転車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 平成27年5月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市此花町3番2号
 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 日時 平成27年6月11日から同年9月10日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第233号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第17条第1項の規定により、次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	位 置	駐車できる自転車等の区分	入場及び出場の時間	利用に供する期間
金沢市営若松バス停 前自転車駐車場	金沢市もりの里1丁目143番地先	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成27年6月11日から 同年9月30日まで

備考

- 1 この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（2輪又は3輪のものに限る。）及び身体障害者用の車いすをいう。
- 2 この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（2輪又は3輪のものに限る。）をいう。

●金沢市告示第234号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	2台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	11台

東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	4 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2 台
豎町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
田上の里2丁目地内	自 転 車	5 台
木ノ新保町地内	自 転 車	1 台
西念4丁目地内	自 転 車	2 台
千木町地内	自 転 車	5 台
十一屋町地内	自 転 車	7 台
長田町地内	自 転 車	2 台
広坂2丁目地内	自 転 車	1 台
元町2丁目地内	自 転 車	1 台
金石本町地内	自 転 車	2 台
大野町4丁目地内	自 転 車	1 台
西金沢3丁目地内	自 転 車	2 台
広岡2丁目地内	自 転 車	1 台
泉3丁目地内	自 転 車	1 台
中川除町地内	自 転 車	1 台
菊川1丁目地内	自 転 車	1 台
吉原町地内	自 転 車	1 台
南町地内	自 転 車	1 台
北塚町地内	自 転 車	1 台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
平成27年5月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
平成27年6月11日から同年12月10日まで
 - (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第235号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示します。

平成27年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750102376	第2児童デイサービスわくわく	金沢市長土堀3丁目8番41号	特定非営利活動法人サポートステーションWakuWaku	金沢市長土堀2丁目2番20号	児童発達支援 放課後等デイサービス	特定無し	平成27年5月1日

●金沢市告示第236号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定

により、指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項の規定により告示します。

平成27年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指定年月日
1730104393	相談支援・P o r e P o r e	金沢市三小牛 町イ3番地2	特定非営利活動 法人地域支援セ ンターポレポレ	金沢市三小牛 町イ3番地2	地域移行支援 地域定着支援	特定無し	平成27年 6月1日

●金沢市告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成27年6月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成27年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
2 級 幹 線	2 級 幹 線 310号 戸 室 新 保 ・ 清 水 線	戸 室 新 保 イ 6 番 1 先から 戸 室 新 保 イ 209番 1 先まで	旧	5.9～18.1	228.6
			新	5.9～60.5	228.6

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成27年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成27年6月11日から同年7月10日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成27年7月11日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

- (1) 提出先
金沢市農林局農業振興課
- (2) 提出方法
持参又は郵送
- (3) 提出期間
平成27年6月11日から同年7月10日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成27年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
72	北陸フジクリーン株式会社	富山市塚原6番地の1	平成27年6月6日

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成27年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,327人

●金沢市選挙管理委員会告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成27年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

122,102人

●金沢市選挙管理委員会告示第76号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成27年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

122,102人

●金沢市選挙管理委員会告示第77号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成27年6月11日

7,327人

●金沢市選挙管理委員会告示第78号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成27年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

61,051人

消 防 局 公 告

金沢市消防団連合検閲を実施するため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成27年6月11日

金沢市消防長 小 谷 正 利

場 所 金沢市営陸上競技場～泉が丘～城南通り～寺町1丁目交差点～不老坂～犀川左岸

日 時 平成27年7月5日（日） 午前9時30分から午前10時まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第16号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年6月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成27年2月1日から同年4月30日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 74,500円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 62,320円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 73,910円
- 2 原料価格変動額 15,600円
 算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 73,910円（1トン当たり平均原料価格）＝ 15,600円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 基準単位料金の額－15,600円（原料価格変動額）／100円×0.082円
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から12.80円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- 4 平成27年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
 （基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	234円95銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	232円95銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	220円45銭

D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	218円62銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	213円62銭

●金沢市公営企業告示第17号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年6月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

(1) 平成27年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格

1トン当たり 62,320円

(2) 原料価格変動額 24,000円

算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 62,320円（1トン当たり平均原料価格）＝ 24,000円（100円未満切捨て）

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－24,000円（原料価格変動額）／100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から48.96円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

(4) 平成27年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	425円15銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	416円5銭

2 瑞樹団地供給地点群

(1) 平成27年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格

1トン当たり 62,320円

(2) 原料価格変動額 24,000円

算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 62,320円（1トン当たり平均原料価格）＝ 24,000円（100円未満切捨て）

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－24,000円（原料価格変動額）／100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から48.96円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

(4) 平成27年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	406円90銭

B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	397円80銭
-------------------------------	---------	---------

3 南森本供給地点群

- (1) 平成27年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格
1トン当たり 62,320円
- (2) 原料価格変動額 24,000円
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 62,320円(1トン当たり平均原料価格) = 24,000円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 24,000円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から48.96円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成27年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	410円81銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	401円71銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成27年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格
1トン当たり 62,320円
- (2) 原料価格変動額 24,000円
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 62,320円(1トン当たり平均原料価格) = 24,000円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 24,000円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から48.96円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成27年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	399円31銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	390円21銭

平成27年(2015年)6月11日 印刷	発行人	金 沢 市
平成27年(2015年)6月11日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄